

令和6年第4回岐阜県議会定例会

条例その他議案 説明資料

厚生環境委員会

(環境生活部・健康福祉部)

目 次

(条例その他議案関係)

報第 111 号	岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・ ・	1
報第 112 号	岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例について	・ ・ ・ ・	2
報第 113 号	岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・ ・	4
報第 126 号	公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について	・ ・ ・ ・	5

議第111号 岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について

環境生活部私学振興・青少年課

1 条例改正の前提となる事実

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和6年5月17日に公布され、題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める等の改正が行われた。

2 条例改正の内容

上記法改正に伴い、次のとおり関係規定の整理を行う。

【第31条第3項】

現 行：特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）

改正後：特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）

3 施行日

改正法の施行日

※ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

議第112号 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例について

子ども・女性局子育て支援課

1 趣旨

児童に係る各種の施設の基準を定める内閣府令等の一部改正(※)に伴い、次の3条例について、内閣府令等の改正内容に準じた改正を行う。

- ① 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例
- ② 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

- ※ ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示(R6.3.13公布、R6.4.1適用)
- ② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(R6.3.13公布、R6.4.1施行)
- ③ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(R6.3.13公布、R6.4.1施行)

- ・ 令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、「2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)」とされ、これを受けて内閣府令等が改正されたもの

2 改正の主な内容

- 認定こども園、保育所及び幼保連携型認定こども園において配置が必要な保育士等の数を次のとおり改正する。

区分	改正前	改正後
満3歳以上満4歳に満たない幼児等	おおむね20人につき 保育士等1人以上	おおむね15人につき 保育士等1人以上
満4歳以上の幼児等	おおむね30人につき 保育士等1人以上	おおむね25人につき 保育士等1人以上

3 施行日

公布の日から施行

<経過措置>

- ・ 保育士等の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の配置基準を用いることができる。

<補足> 都道府県における条例制定のための経過措置

- ・ 上記内閣府令等の公布から施行までの期間に鑑み、都道府県等において内閣府令等による改正後の基準に従い条例を制定するための期間を確保する必要があることから、内閣府令等の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、内閣府令等による改正後の基準に従い都道府県等が定める条例が制定施行されるまでの間は、内閣府令等による改正後の基準のうち、満3歳以上満4歳未満児及び満4歳以上児の職員配置基準について定める規定を都道府県等の条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。

議第113号 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

子ども・女性局子育て支援課

1 経緯

- ・県では、国から交付される「子育て支援対策臨時特例交付金」を財源として、平成21年3月に「岐阜県子育て支援対策臨時特例基金」を設置し、保育所等の緊急的な整備や令和元年10月に開始した幼児教育・保育の無償化に係る事務費等、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うための事業に充てている。
- ・令和6年4月1日施行の児童福祉法の改正を受けて、「親子再統合（親子関係再構築）支援事業」、「こどもの権利擁護環境整備事業」、「社会的養護自立支援拠点事業」及び「妊産婦等生活援助事業」が子育て支援対策臨時特例交付金の事業として新たに創設された。
- ・令和6年4月に当該基金の管理運営要領が改正され、新たな事業の創設とともに、実施期間が令和12年6月30日まで延長されることとなったことに伴い、当該基金の設置期限を5年（令和12年6月30日まで）延長するもの。

2 改正内容

基金の設置期限を令和12年6月30日に延長

3 施行日

公布の日

4 条例制定の効果

基金財源を基に、児童虐待防止対策・社会的養護の充実に向けた体制強化及び事業の推進を図ることができる。

5 基金の運用状況

(百万円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見込み)
① 積立額	0	1,233	0	987	0	0
② 運用益	0	0	1	1	1	1
③ 取崩額	44	145	417	161	58	339
④ 年度末残高	309	1,397	983	1,809	1,752	1,414

※ 端数処理、市町村からの返還等（R3及びR4）のため、必ずしも、
 （前年度末残高）＋（積立額）＋（運用益）－（取崩額）＝（年度末残高）とならない。

【令和6年度事業（取崩額）の詳細】

保育所緊急整備事業	263,658,000円
幼児教育・保育無償化円滑化事業	40,515,000円
親子再統合（親子関係再構築）支援事業	1,328,000円
こどもの権利擁護環境整備事業	2,160,000円
社会的養護自立支援拠点事業	11,712,000円
妊産婦等生活援助事業	19,999,000円
合計	339,372,000円

議第126号 公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について

健康福祉部医療福祉連携推進課

1 定款変更の前提となる事実について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正を含む、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）が令和5年6月16日に公布された。

これにより、公立大学法人について、中期計画（計画期間における業務運営に関する目標を達成するための計画をいう。）に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加することで、年度計画（毎事業年度の業務運営に関する計画をいう。）及び年度評価（各事業年度に係る業務の実績に関する評価をいう。）が廃止されることとなった。

2 改正内容

岐阜県立看護大学は、第3期中期計画（令和4年4月1日から令和10年3月31日まで）に新たな指標を追加する変更認可を受け、令和6年度以降の年度計画の策定が不要となったため、定款中の年度計画に関する規定を削除する。

3 施行日

総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日